



新八柱駅（松戸市）

photo by T.Funatogawa

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 商業三団体合同新春講演会、情報連絡員会議等
- 特 集 p 4 消費税の「事業者免税点」が引き下げられております
- 組合Q&A p 6 事業計画の作成方法
- エッセイ p 8 熊野古道からの妄想
- 施 策 p 10 千葉県の不況業種対策金融支援制度
- 広 報 p 12 千葉高齢期雇用支援コーナーからのお知らせ
- 事務局訪問 p 13 木更津木材港団地（協）
- 景 況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 創立50周年記念大会参加者募集

2005

3

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

官公需問題懇談会

本会は一月二十四日、千葉市内において官公需問題懇談会を開催した。はじめに横浜市建築設計組合（協）の金子修司理事長が、「我が組合における官公需受注対策について」発注機関から指名されるための方法について講演した後、講師と千葉県の官公需の担当者を交えて懇談した。

また、当日懇談会終了後、千葉県官需適格組合受注促進協議会（会長＝鹿野新一郎氏）主催で賀詞交換会が行われた。

組合運営特別講習会

千葉県商店街連合会（会長＝渡辺祚氏）、千葉県商店街振興組合連合会（理事長＝大野隆紹氏）、千葉県商業専門店協同組合連合会（理事長＝福島信治氏）は、二月四日千葉市内において、研修会と新春賀詞交換会を開催した。

研修会は「魅力ある街づくり」と題して、烏山駅前通り商店街振興組合理事長（全国商店街振興組合連合会理事長）の桑島俊彦氏の講演があった。

商業三団体合同新春講演会



千葉県商業三団体合同新春講演会

金融懇談会

本会は二月二日千葉市内において、「中小企業が取り組むべき個人情報保護対応について」講習会を開催した。

これは四月から全面施行される個人情報保護法をうけて、インターリスク総研社会・法務リスク部主席コンサルタントの本田茂樹氏が中小企業の具体的な事例を含めて個人情報保護のリスクマネジメントについての話があつた。

組合共同事業に関する研究会

本会は二月七日、千葉市内において、外国人研修生・技能実習生の共同受け入れを実施している組合を対象に研究会を開催した。

研究会は、財国際研修協力機構の有木研相談課長が「国際協力に結びつく外国人研修生制度」について講演、その後質疑応答、意見交換が行なわれた。

青年部懇談会

千葉県中小企業団体青年中央会（代表幹事＝高橋功氏）は二月二

中心市街地を甦らせなければ日本の将来はない。その中心になるのが商店街である。中小企業対策予算は、国も地方も他の例えれば農林関係などに比べても、極めて少なく、その中でも商業関係は微々たるものである。我々の代表は行政ではなく、議員であり、そこのところを今後も訴えていきたい。「商店街が元気でなければ、地域は良くならない」。東京世田谷区の街づくり条例の事例等を交えながら、地域の街づくりと商店街のありかたについての話があり、引き続き新春賀詞交換会が開かれた。

本会は二月十五日本会議室において、今年度二回目の金融懇談会を開催した。

はじめに、事務局より「これらの青年部活動」について説明があり、その後青年部活動の事例報告と意見交換が行なわれた。

組合決算講習会

当社は商工中金千葉・松戸両商店と本会の役職員が出席。①本年度の組合設立状況、②最近の金融経済情勢等について双方より報告があり、その後県内の連携組織の環境について意見交換した。

情報連絡員会議

本会は二月十七日千葉市内において情報連絡員会議を開催した。はじめに情報連絡票集計結果報告が行なわれ、景況は大企業との間で乖離があり、今が踊り場なのが調整局面入りなのか予断を許さない状況。一月の結果報告は十四参照。

続いて「個人情報保護法」について三井住友海上火災保険（株）関東業務部業務グループ次長の伊藤和人氏の講演があり、その後情報交換の懇親会が行われた。

創立50周年記念誌の掲載写真提供のお願い

おかげ様で、今年五月に本会は創立50周年記念大会を開催いたします。その記念事業の一環として大会記念誌を発行します。現在その編集作業にとりかかっております。

そこで、その記念誌を飾るべく、中央会の催事、組合の事業等を紹介できるような写真がありましたら、拝借したいと思いますので、業務推進部までご連絡下さい。

TEL 043・242・3277

賦課金と、組合が組合員に対して行う役務の提供の間に明白な対価関係があるかどうか判定が困難な賦課金について、継続して、組合が課税売上に該当しないものとして組合員にその旨を通知し、かつ、賦課金を支払う組合員がその支払いを課税仕入に該当しないものとしている場合は、その賦課金は課税対象外となる（消費基通5-5-3本文及び（注）3）。

組合員への通知としては、賦課金徴収方法を定める議案及び収支予算に、賦課金は課税対象外であることを記載するとともに、賦課金の請求書、領収書等に課税対象外であることを明記する。また、賦課金が振込みで行われる場合は振込み依頼書等振込み手続きを求める書類に課税対象外であることを記載するなど、賦課金を支払う組合員に周知させが必要。

■課税事業者となった場合の注意点

□課税事業者となるかどうかの判定

基準期間の課税売上高の正確な把握をし、課税売上高が1,000万円超は消費税納税義務あり。

□簡易課税制度を選択するかの判断

予想税額を試算し、有利な方を選択し、期限内の届出をする。（通常の課税仕入額と設備投資の予定なども含めて試算する必要がある。）

□本則課税の場合、仕入に関する要件

帳簿の記載・証憑書類の必要要件を備える等、課税期間のスタートに備えて準備する。

□本則課税の場合、原則として期首棚卸資産に関する消費税は控除対象消費税になる。

免税事業者であった期間に仕入れた在庫に関する内容を整備する。（正確な棚卸残高の把握とその明細をキチンと整備する。）

□納税の概算額・納税時期を把握し、準備する

納税額は「簡易課税制度の選択をするかどうかの判断」と合わせて確認する。

納税時期は、原則として確定申告期限と認識する。（消費税相当額は預り金なので、納税資金は別途プールしておくことも大切）。

□組合員に対する正しい価格表示と消費税に関する説明の準備

消費税の納税と組合員等の取引先への転嫁を適正に考慮した価格設定が必要。価格変更が必要な場合には、制度改正によることを的確に説明できるようにしておくことが大切。

■届出書の届出

課税事業者になった場合（基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるとき）は、その旨を記載した「消費税課税事業者届出書」を速やかに所管税務署長に提出しなければならない。また、免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするときは「消費税課税事業者選択届出書」を選択しようとする課税期間の初日の前日までに、さらに、簡易課税制度を選択しようとするときは、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに同じく税務署長まで提出しなければなりません。ただし、特例措置として、消費税法改正によって新たに課税事業者となる場合は、当該課税期間中に税務署長へ同届出書を提出すればよい。

□ 詳細については、東京国税局のHP

(<http://www.tokyo.nta.go.jp>) をご覧頂くか、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

消費税の「事業者免税点」が引き下げられております

2年前の税制改正で、消費税の免税点が、年間の課税売上高3,000万円から1,000万円に引き下げられております。該当する法人は既に昨年4月から消費税を課税されており、残っている個人事業者も今年から課税が始まっております。

昨年4月1日以後開始する課税期間から、基準期間（課税期間の前々事業年度）の課税売上高が1,000万円超の組合は、消費税等の申告をし、納税（還付）するようになる。

■1,000万円の計算

この1,000万円の計算は、基準期間が課税になっている組合と、基準期間が免税になっている組合とは異なる。

□免税組合は、税抜経理ができないため、損益計算書等の金額がそのまま課税売上高の金額になる。

□課税組合は、損益計算書等が税込経理で作成されても、課税売上高はその105分の100で計算する。

■課税売上高

課税売上高には、資産の譲渡（商品売上や固定資産売却代金等）、資産の貸付（施設賃貸料収入等）、役務の提供（対価性のある賦課金収入等）が入り、組合において発生する課税売上の主なものは次のようなものがある。

①売上高、②受取購買・販売・受注・斡旋・貸付手数料（金利類似を除く）、③受取加工・運送・検査・保管・施設利用料、④施設賃貸料収入、⑤受取試験研究手数料、⑥広告宣伝収入、⑦受取事務代行手数料、⑧共同施設建設負担金収入（対価であるもの）、⑨賦課金収入（対価であるもの）、⑩教育情報賦課金収入、

⑪特別賦課金収入、（施設利用経費+手数料×分担割合）、⑫講習会参加料収入、⑬協賛金収入（対価であるもの）、⑭加入手数料収入、⑮固定資産売却額（土地・借地権を除く）、⑯商品券販売手数料、⑰商品券決済手数料、⑱サービス券売上高・未決済サービス券益、⑲福引券売上高、⑳雑収入、㉑返品、値引、割戻し、販売奨励金、売掛金等の貸倒れ（売上に係る消費税額から控除）

■売上高と受取手数料

組合が自己の資産の譲渡を行った場合には、その譲渡対価の額の全額が組合の売上高になる。しかし、組合が受託販売の方法あるいは支払代行等の業務代行として資産の譲渡等を行った場合には、組合は手数料のみを計上することになる。

■賦課金収入

□組合としての通常の業務運営のために要する費用を組合員に分担させ、組合の存立を図るというやうないわゆる通常の賦課金は課税対象外（消費基通5-5-3（注）1）。しかし、組合の賦課金は教育情報費や福利厚生事業を賄う場合もあり、組合が存立を図る通常の賦課金と判断しても、組合員には組合から通知がなければ課税対象外であることが分からぬ。

□判定が困難な賦課金

事業計画の作成方法

組合は、組合員の経営の合理化のためには各種の事業を行なうことができるとが、これらの事業は一

定の計画のもとに執行されることが必要である。組合事業といえども、現代の経営においてはマネジメント手法の総てが適応され、計画的経営が求められる。

これらの計画的経営とは、まず事業の計画化、予算化が取り上げられ、次いで、この計画や予算を実績と対比しつつ統制し、さらに監査し、できるだけ計画に接近させることで、能率的に執行され、予算が効率的に配分されることとなるのである。

組合の経営は、組合を補完団体とみる消極的なものと、組合そのものを会社的経営に類するものと見る積極的なものとによって方向が若干異なつてくるものである。組合のこの経営の態様によつて、事業計画の策定及び予算の編成の態度が異なるのが当然であるが、組合とても一個の企業体で

あるから、その経営には現代的な経営手法が採用されなければならぬのは当然であろう。

以下、事業計画の作成について述べる。

■事業計画の重要性

一般に事業計画とは、事業の実施予定であるといわれている。しかし、単なる事業の予定でよいのかどうかが問題である。

事業の予定とはその期間に実施し、実現しようとする予定であるが、単に方針の域を出ないものが、しかし、組合の事業を計画し、それを実現しようとする事業計画がとくに重要なのは次の点からである。

① 組合は多人数の集団であり、

経済事業を行なうことによつて組合員に直接奉仕するものである。そこには役員の意思のすべてが表現されるものではなくて、組合員の意思がむしろ集結されなくてはならない。会社の事業計画は会社のもののために存在するのに對し、組合のそれは組合員そのものために存在する。

② 計画は、組合の事業を通じて

組合員の経営の改善、合理化に役

立てるだけでなく、それは多分に組合の持つ合理性の追求と創造性とが織り込まれていなければならぬ。単に商業主義に徹したものとは異なる指導原理が必要となる

ゆえんである。

■計画の作成

(1) 計画の期間

計画は、組合設立に伴つて組合の目標なり、方針なりを基にして長期にわたつて計画されるもので

はあるが、長期にわたる経済事情ないし組合の事情を見通した十分な計画性を持たせることは困難であるばかりでなく、常に環境の変化に対応して、変更する場合が多い。このため、計画は普通、年間計画の策定という形で作られる。

組合法においては、毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更は総会の議決事項になつてゐることから、組合における計画は年間計画である。しかし、年間計画においても経済事情によつて常に変動をきたすものであるから、できるだけ四半期計画をつくることが望ましい。

(2) 事業計画の内容

組合の事業には、組合員のため

に生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査、受注、宣伝、研究開発、市場開拓などの共同施設、金融など各種の事業がある。これを大別すると共同施設に関するもの、金融に関するもの、福利厚生に関するもの、教育情報に関するものに分けることができる。企業組合及び協業組合においては組合が定めた主たる事業に限定されることはいうまでもない。

事業は、定款の絶対的必要記載事項であり、登記事項でもあるから、事業計画は「組合の定款」と「登記簿」に記載され、かつ現実に実施しようとするそれぞれの事業について策定されることになる。

また、組合は定款に定められてゐる事業の全部又は一部を行なうことでき、これ以外の事業を行なうことも、定められた事業の内容を逸脱して行なうことも許されない。

さらに、他の法令による制限を免れるものではなく、その法令による措置に従わなければならないことは当然である。例えば組合事業として共同配送を行なおうとする

場合には、道路運送法に基づく免許等を受ける必要がある等である。

組合の共同施設関係の業務について

は、通常、生産計画、販売計

画、加工計画、購買計画、保管計

画、運送計画、受注計画、研究開

発計画などが策定されるはずであ

る。これらは計数に基づいて策定

されるのが普通となる。

金融に関するものについては、

組合の事業の内容に応じて、資金

の借り入れ計画と貸付計画が策定

され、さらにその運用計画が策定

される。

組合員に対する福利厚生関係のものとしては、火災共済、厚生施設の設置、旅行、親睦会などの計画が策定される。

教育情報に関するものとしては、講習会、研修会、機関誌・広報誌の発行、組合員向けサイトの開設等が計画されることになる。

以上示したように、組合に容認

されている各種事業について、組合が実現しようとするものは洩らさずに計画のなかに盛り込まれるものである。もちろん、年度途中において新たに計画されるもの、さらに詳細な企画を要するものもないではない。しかし、これらは

計画の実現途上にあって修正されるものである。

■ 計画策定の方法

このような意味を持つ事業計画

に確実性を持たせるためには、計画そのものの背景に、経済情勢と前年の実績とを反映させなければなりません。この実性も薄らぐものである。

(1) 計画の立案

計画の立案にあたっては、各種事業の事業別計画が策定され、それが総合されて組合事業計画案となる。

しかし、組合には基本方針なし経営の基本的な方向というものが、それにしたがつて毎年の事業の方向が策定されなければならないのであるから、計画策定はあり、それによつて行なわれる。

(2) 計画の決定

(2) 計画の決定

個別に出された計画は総合され、さらに各計画と調整されて総合計画が立案されるものである。

この場合別に予算が提示される。

この総合計画は組合の事業計画であり、それは理事会を経て総会に提案される。この事業計画の作

成までに、部会、委員会等の企画、立案、審査が行なわれていれば、組合計画は十分に組合員の意思を反映したものといえる。

(3) 計画の変更・修正

事業計画が決定されても、経済事情または組合の事情によって変更しなければならないときがある。このような場合には計画変更を変更事項の関係予算の変更と併せて総会に提案して承認を求めるべきだ。

さらに、現行の定款に記載されている（登記簿に記載されている）新たな事業を計画する場合には、①理事会で「定款」及び「事業計画」、「収支予算」変更の決議をし、総会の開催日時と場所を決定して、②総会の開催通知を発し、③総会の特別議決を得て、④定款変更の認可申請を所管行政庁に提出、⑤その認可後に登記することを要する。

■ 予算との整合性

組合予算にも、事業計画において

考えられる計画性が織り込まれ

ていなければならないのはいうま

でもない。普通、収支の予算は組

合の事業計画策定にあたって、そ

の裏づけとして作成される。計画と予算とは相互に関連を持たせつつ総合的に立案されるものであつて、さらに不足するものは補正によって、計画と予算を合致させる必要がある。

組合の予算は、組合の特殊性から明瞭、確實なものであることが必要である。組合の経費は組合員からの賦課金または手数料によって調達され、実費主義の原則が堅持されている。したがつて、収支相償うことが要求されているのであるから、見込みが確實であるのみが計上され、これにより組合員の負担は確定され、経理の明瞭性が保たれるのである。このように事業計画・収支予算は組合員の利害と常に相關関係にあることはその重要性を示すものといえる。事業計画と収支予算は、組合の事業規模の大小を示す役割も担当する。事業計画がいくら大きなものであつても、予算規模は余すところなく真実の内容を表示し、客観的な批判にさらされ特色を持っている。したがつて、事業計画は常に実現可能な収支予算と常に整合性を保つていなければならぬ。

コンサルタントの



熊野古道からの妄想

平成一六年秋に熊野古道の一部を歩いてみた。世界遺産に認定されたことがきっかけとなり改めて行つてみようかと思つたからである。

世界遺産の認定状況を他国と比較すると、日本での認定状況は遅れていると思う。多分、既に各種の制度が整備されていて、例えば、国建造物、国立公園、伝統的建造物保護区域、無形文化財、特別史蹟等々があり、登録の必要性は低く思われたのではなかつたか。

しかし、世界標準による認定を受けることは、世界に我が国の文化を知つてもらうため、知つてもらつた国を訪問するといった意味は大きいことである。

熊野古道とは熊野三山と総称される本宮大社と熊野速玉大社（以下、速玉大社（はやたまたいしや）とする）に熊野那智大社（以下、那智大社とする）の三ヶ所へ通じる道である。

熊野詣は平安時代から上皇や貴族などやんごとなき人々で行われ、その後大衆化することで高齢者もいたことであろう。山奥の本宮大社までは行けない女人や老人は海岸に近い速玉大社や那智大社までを目標としたものではないだろうか。

そんなことで今回の旅程はレンタカーで本宮大社まで行き、一日で戻つて来られると自信のもてるところまで中辺路を下り、そこから引き返すこととした。

一言で表現するなら割合整備されていると感じた。

本宮大社の周辺は温泉が多いが、今日の宿は小栗判官ゆかりの湯の峰温泉あずまやにとることとした。

熊野古道は熊野三山へ通ずる道として、紀伊半島全域にわたり七ルートあるが、いずれも熊野本宮大社（以下、本宮大社とする）をめざすものである。遺産としての価値が残されているルートはこのうち、紀伊田

辺からの中辺路（なかへち）、高野山からの小辺路（こへち）、吉野からの大峰奥駈道（おおみねおくがけみち）の三ルートとなろう。

には、日本での審査をする委員が下見をし、現地に対して種々のアドバイスをした筈である。ここでの石段は補修するようにとか、併行する国道が見えないように植林をするように、ここから大台ヶ原へ連なる山脈が見えるように伐採をするように、道標を加えて、休憩所を整備するように、等々…。

には、日本での審査をする委員が下見をし、現地に対して種々のアドバイスをした筈である。ここでの石段は補修するようにとか、併行する国道が見えないように植林をするように、ここから大台ヶ原へ連なる山脈が見えるように伐採をするように、道標を加えて、休憩所を整備するように、等々…。

ムや熊野古道と分類されている。（勿論私の好みは文化遺産である。）



世界遺産は三つの分野に分かれていて、文化遺産では、日光、飛騨の合掌建物群、京都や奈良の町並、姫路城、嚴島神社がある。自然遺産では、ブナ原生林の白神山地、屋久杉原生林があり、複合遺産では原爆ドームや熊野古道と分類されている。（勿論私の好みは文化遺産である。）

中国では日本より早く世界遺産の

には、日本での審査をする委員が下見をし、現地に対して種々のアドバイスをした筈である。ここでの石段は補修するようにとか、併行する国道が見えないように植林をするように、ここから大台ヶ原へ連なる山脈が見えるように伐採をするように、道標を加えて、休憩所を整備するように、等々…。

には、日本での審査をする委員が下見をし、現地に対して種々のアドバイスをした筈である。ここでの石段は補修するようにとか、併行する国道が見えないように植林をするように、ここから大台ヶ原へ連なる山脈が見えるように伐採をするように、道標を加えて、休憩所を整備するように、等々…。

登録が積極的にすすめられている。文化遺産だけでも三十ヶ所位はあるのではないか。四大文明発祥の地の一つとして当然なかもしない。

しかも、日本でも馴染み深い、三

国志、十八史略、西遊記などに出てくる場所が多いので、日本と関連づけることができる。

北京市内には五ヶ所の世界遺産がある。すぐ近くにある蘆溝橋—マルコポーロが東方見聞録の中で世界で一番美しい橋ではないかと記しており、日中戦争の勃発地ともなったーを渡ると周口店猿人遺祉（北京原人）はすぐだ。

瀋陽には清朝初代と二代の皇帝を祀る北陵と東陵がある。清和源氏の末裔である源義経が平泉から青森三厨へのがれ蝦夷へ渡ったのち、子孫が中国で清朝を起こしたという漸にもロマンを感じるところがある。

四川省から揚子江（長江）を下れば、まさに三国志の世界に入り、空海が訪れた西安から敦煌（とんこう）、さらに奥地へと進むと西遊記の世界に入る。

日本を観光の対象として重要視しているようだ。



日中間の戦争があつてから百年が経過した。四十年前、重慶で開催されたサッカー試合での異常な応援シーンが記憶に残ってはいるが、中國側の国内事情の影響を受けたものと理解され、今日ではパスポートなしの身分証明書の提示のみで両国間の渡航が可能になつてている。

かつての国境は武力で定められたものであったが、今日では国境の意識は希薄となり、共有する文化圏ごとに経済圏が形成されている。なん

でも五十年前に成立したEUの考え方方が普及したものだそうだ。そのEUも、今ではウクライナとベラルーシが加盟し、五年前にトルコが離脱している。

APECはすでに有名無実化して

いる。アメリカとカナダでは、アフリカ系黒人に社会の中核で活躍している人が増えている。四十年前に生

ているようだ。



済圏を形成している。

東アジアでは二十年前に朝鮮半島が統一され、十年前にはロシアの太平洋沿岸でウラジオストックを首都とする自治国が成立している。この

新しい二国に加え、日本、中国、モンゴルと東アジア経済圏がつくられている。この経済圏の中では関税がなくなり、通貨が統一され、人々の往来が自由になつてている。

そういえば大相撲では元朝青龍の理事長が今年のウランバートル場所を最後に定年退陣するとのことだ。

自国の文化を見つめ直し、同質の文化との交流をすすめた結果、経済圏を成立させることとなつたのだろう。武力によつて国益を増やす手法は無駄が多いばかりか、資源不足から反省が加えられたのである。

企業経営のマネジメントも、企业文化を重視するなど、かなり変化しているようだ。



四川省のシンボル、峨眉山
日本での人気も高い

たもので固有名詞など不正確かもしません。どうか了承下さい）

中国を訪れる人が増え、中国からも

産設備の中国投資をやめアフリカに転換したことが功を奏し、今日ではアメリカ経済を支えているほどだ。まさにアメリカとアフリカでAA経

ここで“ハツ”と目が覚めた。まだ湯の峯温泉のあずまやだ。今日、本宮大社へ戻り、小辺路を下つて高野山宿坊まで行かなければならぬ。急げ!! 急げ!! （思いつくまま書い

業、その他の網地製造業、ゴム糸入織物製造業、模様形製造業、金銀糸製造業（ねん糸を除く）、織物製（不織布製及びレース製を含む）外衣・シャツ製造業（和式を除く）、ニット製外衣・シャツ製造業、下着類製造業、靴下製造業、帽子製造業（帽体を含む）、毛皮製衣服・身の回り品製造業、タオル製造業、木製家具製造業（漆塗りを除く）なめし革製造業、革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業、服装用革ベルト製造業、ガラス製加工素材製造業、ガラス容器製造業、理化学用・医療用ガラス器具製造業、卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業、その他ガラス・同製品製造業、遠心力鉄筋コンクリート管製造業、道路用コンクリート製品製造業、いぶしかわら製造業、食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業（絵付業を含む）、陶磁器製置物製造業（絵付業を含む）、碎石製造業、ほうろう鉄器製造業、石綿製品製造業、鋳鉄異形管製造業、利器工具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）、手引のこぎり・のこ刃製造業、台所用品製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）、溶接金網製造業、縫製機械製造業、金型・同部分品・附属品製造業、船舶（総トン数が1万トン以上のものを除く）、船舶用機関（船用内燃機関及び船外機を除く）又は船舶用品（ポンプを除く）の製造・修理業、眼鏡製造業（枠を含む）・同部分品製造業（中間加工業を含む）、べっ甲製品製造業、娯楽用品・がん具製造業（人形、児童乗物及び電子応用がん具を除く）、野球用・ソフトボール用グローブ・ミット製造業、万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業、ボールペン・マーキングペン製造業、鉛筆製造業、漆器製造業、

【建設業】

とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、金属製屋根工事業、屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）、設備工事業

【卸売業】

毛皮製衣服・身の回り品卸売業、なめし革卸売業、繊維品卸売業（衣服・身の回り品を除く）、べっ甲製品卸売業、靴卸売業、履物卸売業（靴を除く）、酒類卸売業、干しきのこ卸売業（干しいたけに限る）、陶磁器卸売業、漆器卸売業、利器工具・手道具卸売業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）、手引のこぎり・のこ刃卸売業

【小売業・飲食店】

べっ甲製品小売業、靴・履物小売業、酒小売業、食堂、レストラン（鶏肉・鶏卵の取引に相当程度依存しているものに限る）、日本料理店（牛肉店、しゃぶしゃぶ店及びすき焼き店に限る）、西洋料理店（グリルに限る）、その他食堂、レストラン（焼肉店に限る）、その他の一般飲食店（鶏肉・鶏卵の取引に相当程度依存しているものに限る）、その他一般飲食店（ハンバーガー店に限る）、焼鳥屋

【運輸・通信業】

一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業

【サービス業】

旅館、ホテル、自動車分解整備業、自動車車体整備業

*なお、対象業種に該当しない業種についても、通常の特別経営安定対策資金の対象となる場合もあります。

*詳細については、現在お取引のある取扱金融機関又は融資申込み先、若しくは県庁経営支援課まで、お問い合わせ下さい。TEL.043-223-2707

千葉県の中小企業向け制度融資

不況業種対策金融支援のご案内

～特別経営安定対策資金（不況業種対策特別枠）～

平成17年1月1日現在

千葉県では、売り上げの減少等により、事業活動に深刻な影響を受けている中小企業者に対して、早期に経営の安定を図るために必要な運転資金の融資を実施しています。

■融資対象者 県内に事務所又は事業所を有し、1年以上引き続き同一事業を営む事業者であつて＊①中小企業信用保険法第2条第3項第5号の規定に基づき経済産業大臣の指定する業種を営み、②最近3ヶ月又は6ヶ月の売上高が直近3年間のいずれかの同期と比べて5%以上減少している者。

■その他の条件 ①一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等でない者。②関連業種の動向等により中長期的に業況の回復または発展が見込まれる者。③取引金融機関等の支援が確実に見込まれる者。

■融資条件等

融資利率	年1.9%（固定）
資金使途	運転資金
融資限度額	1中小企業者3,000万円
融資期間	7年以内（うち据置1年以内）
返済方法	割賦償還
信用保証等	必要に応じて信用保証協会の保証をする。
連帯保証人	原則として1人以上（金融機関又は信用保証協会の定めによる）
担保	必要に応じて徴する
融資申込先	商工会議所・商工会、取扱金融機関
受付期間	平成17年3月31日まで

■取扱金融機関

地方銀行	千葉、千葉興業、京葉、常陽、関東つくば、東京都民、茨城、東日本、東京スター
政府系	商工組合中央金庫
信用金庫	千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原、水戸、朝日、興産、東京シティ、東京東、東栄、亀有、小松川、城北
信用組合	房総、銚子商工、君津、横浜商銀、ハナ
都市銀行	みづほ、東京三菱、UFJ、三井住友、りそな
信託銀行	三菱、みづほ、UFJ、中央三井

■対象業種

*不況業種は次のとおり、対象業種（不況業種）の指定は3ヶ月ごとに期間を定めて行なわれており、今回の指定期間は平成17年3月31日まで。

【製造業】

水産食料品製造業、綿紡績業、化学繊維紡績業、毛紡績業、毛織物機械染色整理業、織物手加工染色整理業、綿状繊維・糸染色整理業、ニット・レース染色整理業、織維雑品染色整理業、魚網製造

千葉高齢期雇用就業支援コーナーからのお知らせ

高年齢者の雇用の安定に関する法律第4条2項に『事業主は、その雇用する労働者が高齢期においてその意欲及び能力に応じて就業することにより職業生活の充実を図ることができるようするため、その高齢期における職業生活の設計について必要な援助を行うよう努めるものとする。』また第19条では『事業主は、その雇用する高年齢者が定年その他これに準ずる理由により退職した後においてその希望に応じ職業生活から円滑に引退することができるようするために必要な備えをすることを援助するため、当該高年齢者に対し、引退後の生活に関する必要な知識の取得の援助その他の措置を講ずるよう努めなければならない。』と定められています。

しかし、大企業以外では少人数の対象労働者に対して事業主の皆様方が単独で専門家等を招いて法律の言うところの措置を講ずるのは大変なことだと思います。

◎千葉高齢期雇用就業支援コーナーにおいては、中小企業の皆様に代わり次のとおり職業生活設計セミナーや再就職支援セミナーなどを無料で実施しております。

		午前（10：50～）	午後（13：10～）
3月	9日(水)	退職金・年金にかかる税金 税理士	高齢者のための法律知識 弁護士
	16日(水)		ひとりビジネスを考える交流会 NPO法人新現役ネットスタッフ
	23日(水)	公共職業訓練・教育訓練給付 雇用・能力開発機構千葉センター担当者	再就職活動の進め方・職務経歴書 千葉キャリア交流プラザ担当者

◎職業生活設計セミナー1日コースの新設！

多くの事業所からありました15年度まで実施していたセカンドライフセミナー（1日コース）の再開の要望を受けまして、平成17年度においては各4半期毎に1回のペースで1日コースの職業生活設計セミナーを開催します。この1日コースは、定年等により退職することが見込まれる方々を対象とし、9時～16時30分の間に定年後のライフデザイン、年金、法律、健康管理、再就職及び雇用保険など必要な講義を網羅し、千葉市の支援コーナーで2回、市川及び松戸などの地区で2回開催したいと考えておりますが、参加費は無料です。是非ご参加して頂けますようよろしくお願いいたします。

通常の職業生活設計セミナーを含め、日程等が決まり次第、本紙「中小企業ちば」に掲載しますほか、詳細につきまして下記あてご照会下さい。

千葉高齢期雇用就業支援コーナーは
社団法人 千葉県雇用開発協会と一緒に 平成17年2月21日から
次に移転し、業務を開始しております。

移転先

〒260-0015千葉市中央区富士見2丁目5番15号

塙本千葉第三ビル（1階がマツモトキヨシです）9階

JR千葉駅から本千葉駅方向、房線、外房線に沿って徒歩5分

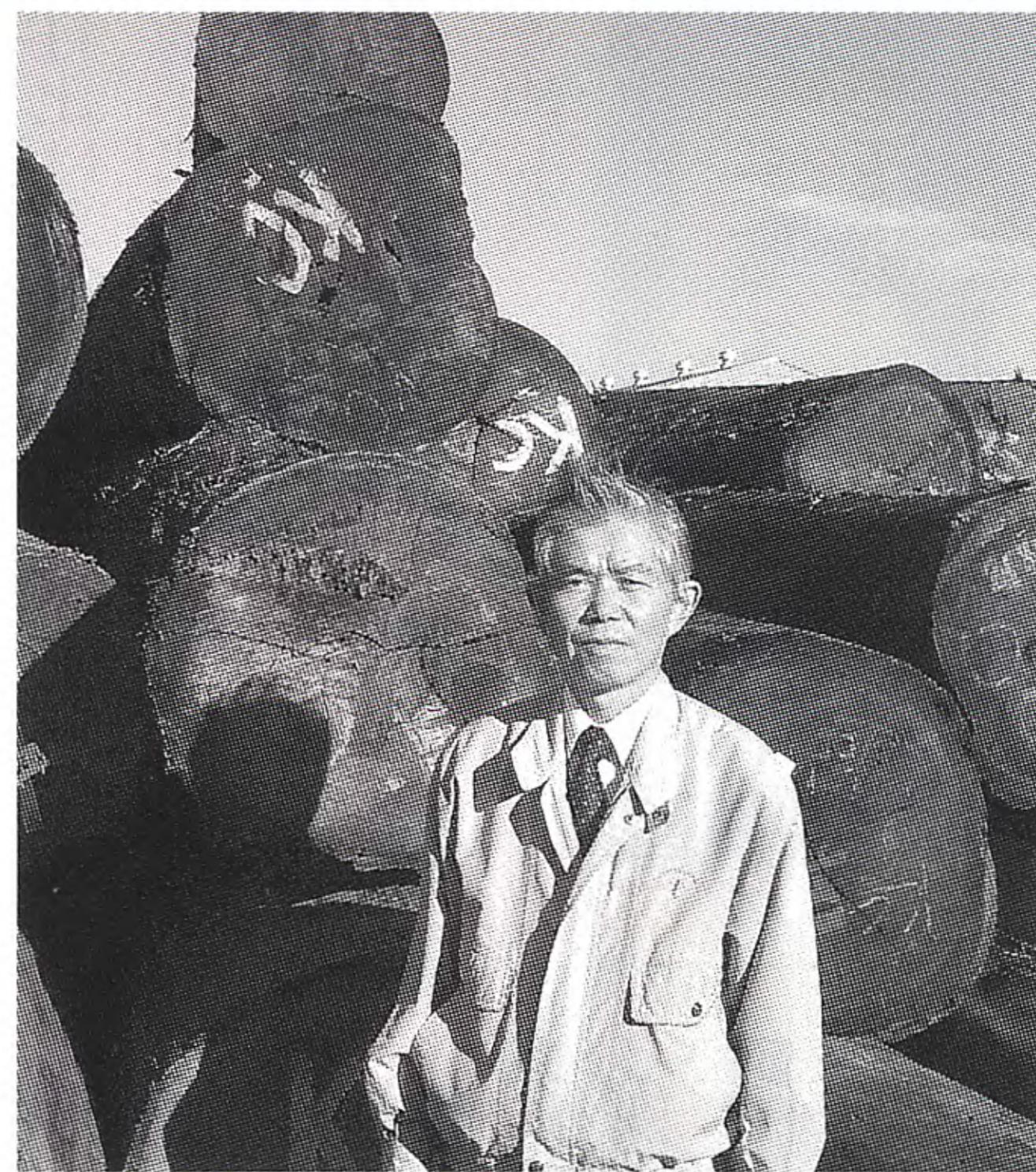
協会TEL 043-225-7071

支援コーナーTEL 043-225-7933

FAX 043-225-7479

木更津木材港団地協同組合

事務長 村山良二



組合事業が継続できなくなるため、千葉県と交渉した結果、補償協定を結んで対応することになった。しかし、平成十五年になって突然埋め立を中止するとの通知を受けた。しかし、整理池は泊地として整備されることになり貯木場が使えなくなるため、これをマリーナとして転換したいと考えている。



【木更津木材港団地（協）の概要】

当組合は木更津木材港の建設に伴い、木材製材販売業者等の集団化を目的に、昭和四十四年に二十社の組合員で設立されたが、その後、集約・廃業等が続き、現在は五社で活動している。

主な事業は、ドルフインと呼ばれる組合所有の本船係留施設を利用した木材の水面落し、係留、貯木池・整理池での原木の保管で、主に米材、南洋材を取り扱っている。

これまで順調に推移してきた組合事業も、平成二年に木更津港湾計画が改訂され、貯木池が埋め立てられることになった。これでは

【村山事務長の横顔】

事務局は現在村山事務長一人。以前は女性の補助職員もいたが、現在はパソコンと携帯電話を活用して、総務から業務まで一人で孤軍奮闘している。

村山さんは昭和十三年生まれ、新潟県十日町の出身。地元の高等学校を卒業後、十日町の日本通運に入社、その後千葉県に転勤になり、君津支店長を最後に定年退職。その後、組合の前の事務長さんの縁で組合に入り、今年の五月で六年になる。



■村山事務長

～集団化による設備の近代化、経営の合理化～

所在地	木更津市木材港2-2
設立	昭和44年5月
代表理事	小高茂
組合員数	5名（出資金12,365万円）
主な事業	輸入原木の共同保管、施設の管理

また、キリスト教の聖歌隊員として宗教音楽の合唱を続けており、一九九八年にはドイツの教会を訪問し、そのときの合唱をCDにして出している。

ご家族は、奥様、長男ご夫妻とお孫さんの五人で幕張に住んでいる。帰宅後五歳のお孫さんと遊ぶのが楽しみとのこと。

日を利用して早朝から、十六年間も撮り続けてきて、一九九九年には谷津の野鳥観察舎で個展を開くほどの腕前。

新連携・創造

～新たな連携で拓く豊かな未来～

創立50周年記念大会 参加のお願い



■日 時 平成17年5月27日（金）午後2時～

当時は午前11時から理事会、午前零時30分から通常総会が開催されます。

■場 所 ホテルグリーンタワー千葉

千葉市中央区問屋町1-45（千葉ポートスクエア）

■プログラム

次 第

1. 開会（午後2時）
2. 国歌斉唱
3. 物故者に対する黙祷
4. 会長挨拶
5. 表彰

- ▶中小企業庁長官表彰（優良組合、優良組合青年部、組合功労者）▶関東経済産業局長表彰（優良組合、優良組合青年部、組合功労者）▶千葉県知事表彰（優良組合、優良組合青年部、組合功労者）▶全国中小企業団体中央会表彰（優良組合、優良組合青年部、組合功労者）▶本会会長表彰（優良組合、優良組合青年部、組合功労者、組合事務局優良専従職員、障害者雇用主、高齢者雇用主、永年勤続者、本会事務局職員）
6. 謝辞
 7. 感謝状贈呈
 8. 大会宣言
 9. 来賓紹介
 10. 来賓祝辞

▶千葉県知事▶関東経済産業局長▶千葉県議会議長▶千葉市長▶全国中小企業団体中央会会長
▶千葉県商工会議所連合会会長▶商工組合中央金庫理事長
 11. 万歳三唱
 - 12.閉会（午後3時50分）

*大会終了後、祝賀会を開催いたします

■参加料 1名 5,000円

■大会参加の申し込み及び大会全般については、本会総務部へお問い合わせください。

千葉県中小企業団体中央会

〒260-0026千葉市中央区千葉港4-2

TEL.043-242-3277 / FAX.043-247-8410

□表紙のメモ【新八柱駅】

武藏野線の新八柱駅はトンネルの中にある地下駅。東京駅まで四十分、海浜幕張駅まで三十分で、新京成線とも接続している。

八柱といえば、都営の八柱霊園、二十一世紀の森とホールなど緑豊かな施設があるが、駅の周辺には多くのマンションと飲食店、居酒屋があり、連日深夜まで若者たちでにぎわっている。

from the editor
編集後記

創立50周年記念事業につきましては、多くの皆様のご協力を賜り、ありがとうございます。大会参加につきましては、県下の組合係者が一同に会し、大会をより意義あるものにするため、皆さん多数のご参加をお願いいたします。

また、大会記念誌に掲載する、組合事業や中央会の催事等の写真がありましたら、拝借したいと思いますので、編集担当の業務推進部までご連絡下さい。

E-mail:
funatogawa@chuokai-chiba.or.jp